

参考資料1 意見照会・県民コメント取りまとめ結果

No.	団体種別	部章節	該当ページ	意見の具体的内容	県の考え方・対応状況	反映状況 A:意見を反映し、案を修正する B:既に案で対応済み C:案の修正はしないが、実施段階で配慮していく D:意見を反映できない E:その他
1	統括庁	2部2章1節②	29	「個人防護具の質的担保を目的に、適切に情報を共有」とあるが、質的担保を目的とした情報共有というのは、備蓄する個人防護具の選定基準に関する情報のことか。また、量ではなく質の担保という意味で記載されているか。	御質問のとおり趣旨です。ここでいう「情報」は、備蓄する個人防護具の選定基準に関する情報のことを意味しています。趣旨もおり「質的担保」です。	B
2	市町村	3部1章1節(2)1-2①	34	実践的な訓練の実施にあたっては、P133第3部第11章第3節(2)3-2-5(健康観察及び生活支援)における市町村への情報提供(連携)を円滑に行うための訓練等について留意されたい。	いただいた御意見は、庁内で共有の上、今後の事業実施において参考させていただきます。 なお、県では、埼玉版FEMAの訓練を通じて、市町村との連絡、連携体制についても確認するとともに、関係機関同士の見える関係性を平時から構築する旨記載しています。(第3部第1章第1節(2)1-2②)	B
3	市町村	3部1章1節(2)1-3⑤	35	新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成にあたっては、保健所を中心に、管轄内の医療従事者等を対象とした研修の実施等を検討されたい。	県では、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う旨記載しています(第3部第1章第1節(2)1-3⑤)。また、保健所による地域での関係機関との連携強化等についても記載しています。(第3部第11章第1節(2)1-4②) なお、現在は、感染症専門研修や協定締結医療機関感染症オンデマンド配信研修、医療機関を交えた全県訓練等を実施しており、県保健所においても、管内の医療機関との患者発生を想定した実践型訓練や福祉施設等を対象とした研修等を行っています。	B
4	市町村	3部4章1節(2)1-2-2②	61	新型コロナウイルス対応時、保健所に電話がつかない場合の苦情が市に多数寄せられたことを踏まえ、膨大な数の問合せが想定される場合の対応(相談体制)について検討されたい。	県では、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、保健所の業務逼迫を避ける体制を整備するため、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する旨記載するとともに(第3部第4章第1節(2)1-2-2②)、初期期において迅速に回答する旨記載しています。(第3部第1章第2節(2)2-2⑦) 市町村においては、県の相談体制を踏まえながら、住民ニーズに応じた相談体制を構築するための準備を行っていただくようお願いします。(第3部第4章第1節(2)1-2-2②)	B
5	市町村	3部6章3節(2)3-1-3-5②	79	特に計画本文に修正を求めているものではないが、保健所が行う行政検査や各施設におけるクラスター対策などにおいて、高齢者・障害者施設、学校、保育所などを行う場合、市他の関係部局との協力が不可欠である。また、患者搬送においても、消防局との連携・協力が重要となる。 初期期においては、保健所への市の関係部局からの協力が得られにくく、調整に多くの労力を要することが危惧されるため、県の各部局からも、各市町村の関係部局に対し、保健所へ積極的に協力をを行うような方針を早期に示していただくことが望ましいと考える。	市の実施体制については、県行動計画第3部第1章で実施体制について記載しているのと同様に、市町計画の改定に伴い必要な記載を行っていただき、感染症有事の際には、その体制に基づいて市町間で連携可能な体制を整えてください。 また、対応期のうち、緊急事態宣言下においては、特措法第36条に基づく市町村長の総合調整権限が定められております。(第3部第1章第3節(2)3-2-1) なお、いただいた御意見は、庁内で共有の上、今後の事業実施において参考させていただきます。	B
6	市町村	3部6章3節(2)3-1-3-5② 3部13章3節(2)3-2-2	152	特に計画本文に修正を求めているものではないが、新型コロナウイルス対応において、主に福祉施設(高齢者・障害者施設等)への対策として、看護師派遣(リリーフナース)や物価高騰対策の補助等の支援が行われたが、県の対応から中核市が除外されていた。 感染対策は市域で完結するものではなく、また、市域をまたがって運営されている施設もあり、実施期間や方法等は県内で統一されていることが望ましく、検査キットの財政負担等も含め、県において、県内で中核市等を含めた統一した対応で行うことが望ましいと考える。	いただいた御意見は、庁内で共有の上、今後の事業実施において参考させていただきます。 なお、県では、特措法第24条第1項の規定による県の総合調整権限に基づき、必要な総合調整を行う旨記載しています。(第3部第1章第3節(2)3-1-2) 例えば、入院勧告や入院措置、入院調整本部を設置すること(同3-1-2②③)、第3部第3章第4節(2)3-1-2④)、コールセンターを設置すること(第3部第4章第1節(2)1-2-2②)など、県が一元的対応を取ることを想定した具体的記載も行っています。	B
7	統括庁	3部7章3節(2)3-2-1①	88	ワクチン接種の優先順位については、病原体の性状等に応じて対応期に決定するところ、「準備期において国が定める」という表現は修正していただきたい。 なお、準備期は優先順位に係る考え方を整理する段階である。	「また、国が定めるワクチンの優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。」と記載しました。	A
8	その他の団体	2部2章1節③医療 3部8章1節(2)1-3②	27 94	人材育成は、感染を広げない、重症化させないという観点から、人工呼吸器を扱う等の専門人材だけではなく、重症化させないためにケアに組み取り、一般病院や施設の医療従事者への教育こそ重要である。	人材育成につきましては、県行動計画では、感染拡大の防止の観点から専門人材以外も含めて広く対象を捉えています。 第3部第1章第1節(2)1-3⑤では、「県は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う。市町村、指定地方公共機関及び医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。」と記載しています。	B
9	その他の団体	3部9章2節(2)2-4①	110	「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行う。」とあるが、卸売販売業者も記載した方がよいと思われる。	いただいた御意見を踏まえ、表現を見直しました。「県は、備蓄した治療薬について、国と連携し、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行うとともに、卸売販売業者の流通状況についても把握に努める。」(第3部第9章第1節(2)1-3-3④) 「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国と連携し、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行うとともに、卸売販売業者の流通状況についても把握に努める。」(第3部第9章第2節(2)2-4①)	A
10	市町村	3部12章3節(2)3-3	142	備蓄物資等の協力に関する相互協力の円滑な実施のため、平時から各市町村及び医療機関で策定している業務継続計画の把握を行う等、広域的な調整を検討されたい。	県行動計画では、特措法第24条第1項の規定による県の総合調整権限に基づき、必要な総合調整を行う旨記載していることから(第3部第1章第3節(2)3-1-2)、必要に応じ適切に権限行使することや広域的な調整を図っていくことを想定しています。	B
11	統括庁	3部12章3節(2)3-4	142	特措法第54条において、特定都道府県知事は指定公共機関又は指定地方公共機関に要請又は指示をすることができる規定となっている。「指定地方公共機関等」と記載の方が適切と思われる。	いただいた御意見を踏まえ、表現を見直しました。「県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、感染症対策物資等の緊急物資の輸送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。」(第3部第12章第3節(2)3-4①) 「県は、正当な理由がないにもかかわらず、運送事業者である指定地方公共機関等が上記①の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要であると認めるときに限り、当該指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。」(第3部第12章第3節(2)3-4②)	A
12	統括庁	3部13章3節(2)3-1-6	150	政府行動計画では「犯罪の予防・取締り」に係る記載があるところ、県が県警に協力要請等の、防犯についての対策を想定しているのであれば、記載する方が適切と思われる。	「犯罪の予防・取締り」 県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、防犯啓発活動を実施することなども、重要な事柄に対する取締りを徹底するよう、県警察に対し要請する。」と記載しました。	A
13	その他の団体	用語集	159	「指定地方公共機関等」についても記載した方がよいと思われる。	用語集、脚注に追加しました。	A